

○厚生労働省告示第四百九十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第三項の規定に基づき、食品衛生法第十条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を次のように定め、平成十八年五月二十九日から適用する。

平成十七年十一月二十九日

厚生労働大臣 川崎 二郎

食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質

食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 亜鉛
- 二 アザジラクチン
- 三 アスコルビン酸
- 四 アスタキサンチン
- 五 アスパラギン
- 六  $\beta$ -イポー8'-カロチン酸エチルエステル

- 七 アラニン
- 八 アリシン
- 九 アルギニン
- 十 アンモニウム
- 十一 硫黄
- 十二 イノシトール
- 十三 塩素
- 十四 オレイン酸
- 十五 カリウム
- 十六 カルシウム
- 十七 カルシフェロール
- 十八  $\beta$ -カロテン
- 十九 クエン酸
- 二十 グリシン
- 二十一 グルタミン
- 二十二 クロレラ抽出物

- 二十三 ケイ素
- 二十四 ケイソウ土
- 二十五 ケイ皮アルデヒド
- 二十六 コバラミン
- 二十七 コリン
- 二十八 シイタケ菌糸体抽出物
- 二十九 重曹
- 三十 酒石酸
- 三十一 セリン
- 三十二 セレン
- 三十三 ソルビン酸
- 三十四 チアミン
- 三十五 チロシン
- 三十六 鉄
- 三十七 銅
- 三十八 トウガラシ色素

- 三十九 トコフェロール
- 四十 ナイアシン
- 四十一 ニームオイル
- 四十二 乳酸
- 四十三 尿素
- 四十四 パラフィン
- 四十五 バリウム
- 四十六 バリン
- 四十七 パントテン酸
- 四十八 ビオチン
- 四十九 ヒスチジン
- 五十 ヒドロキシプロピルデンプン
- 五十一 ピリドキシン
- 五十二 プロピレングリコール
- 五十三 マグネシウム
- 五十四 マシン油

- 五十五 マリーゴールド色素
- 五十六 ミネラルオイル
- 五十七 メチオニン
- 五十八 メナジオン
- 五十九 葉酸
- 六十 ヨウ素
- 六十一 リボフラビン
- 六十二 レシチン
- 六十三 レチノール
- 六十四 ロイシン
- 六十五 ワックス